


文化財（史跡）を活用した憩いと賑わい空間の創出について



平成28年8月23日
 **大阪府和泉市**

和泉市の概要

位置

大阪府の西南部に位置し、大阪都心から約25km、関西国際空港から約20kmの距離にある。

2016年7月末現在
人口：186,625人
世帯数：76,750世帯
面積：84.98km²

地勢

南に和泉山脈の一部を構成する山地、そこから北に向って丘陵地、平野と大きく3つに分かれている。

歴史的経緯

丘陵・平野部を中心に弥生時代の池上曾根遺跡などから見られるように古くから生活が営まれており、奈良時代には和泉国の国府が置かれ、泉州地域の政治的、経済的、文化的中心となる役割を担っていた。

現在は、UR都市機構によるトリヴェール和泉などの大規模住宅開発が行われ、住宅都市としての性格を強めている。



提案の概要

- 弥生時代の環濠集落「池上曽根史跡公園」内未整備空間に官民連携によって憩いと賑わいの空間を創出し、本市ひいては泉州エリアの地域活性化につなげる
- 史跡との一体性を保ちながら、未整備空間を整備し、「稼ぐ」力の創出により、維持整備費用に充当

提案 1

史跡における目的外の現状変更要件の緩和

→関係法令：文化財保護法第125条

提案 2

行政財産の貸付要件の緩和

→関係法令：地方自治法 238条の4 第2項第1号

提案 3

補助金返還要件の緩和

→関係法令：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条・第18条

池上曽根史跡公園

- 大阪府和泉市池上町を中心に南北1.5キロメートル、東西0.6キロメートルの範囲に広がる池上曽根遺跡は、総面積60万平方メートルもの規模を持つ大遺跡。
- 弥生時代の全期間(2300～1800年前)を通じて営まれた、わが国屈指の環濠集落である。
- 1976年に環濠に囲まれた範囲を中心に、約115,000平方メートルが国史跡に指定され、池上曽根遺跡がもっとも栄えた弥生時代中期(2200～2000年前)の姿を現代によみがえらせるために、1995年から史跡整備を行なっている。

池上曽根史跡公園 全体図



背景

- 弥生時代の環濠集落「池上曽根遺跡」は、我が国屈指の規模を誇り、本市の貴重な文化財であるものの、知名度が低い。
- 史跡公園として整備を進めているものの、財政的な課題等もあり進捗していない（未整備の遊休地が多い）。
- 当遺跡は、本市北部を縦貫する大阪と和歌山を結ぶ主要幹線道路国道26号（一般道路府内交通量第7位）に面しており、沿道サービス施設の立地需要が高い。

課題

I 沿道サービス施設の充実

- 主要幹線道路国道26号の沿道には、多数の商業施設等が進出しているが、物流関連ドライバーの休憩施設や大阪・和歌山を訪れる観光客向けの泉州特産品等を扱う物販店が少ない。

II インバウンドの取り込み

- 近年、関西国際空港を利用する訪日観光客数は年々増加。しかしながら、本市を含む泉州地域への来訪は限られ、インバウンドの取り込みが課題となっている。

III 観光振興による地方創生

- 「和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「歴史遺産を活かした観光拠点の整備」に基づき、さらなる地域再生・活性化が必要。

IV 農林産品の販路拡大

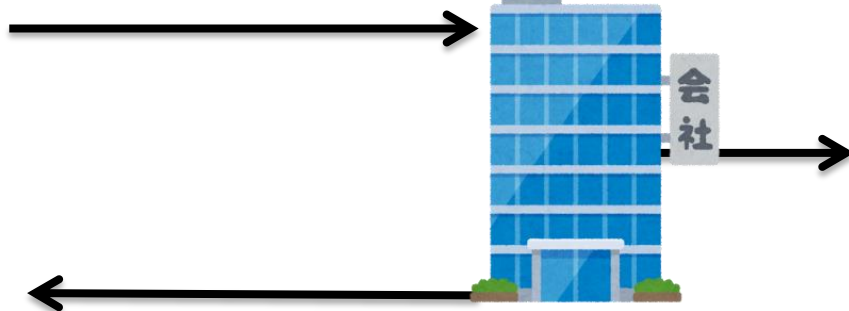
- 本市南部地域の主産業である農林業の活性化に向けた、販路拡大が求められる。

- 行政財産（未整備空間）の貸付（最長20年）

- 複合型サービスエリアの施設整備及び運営



池上曽根史跡公園（行政）

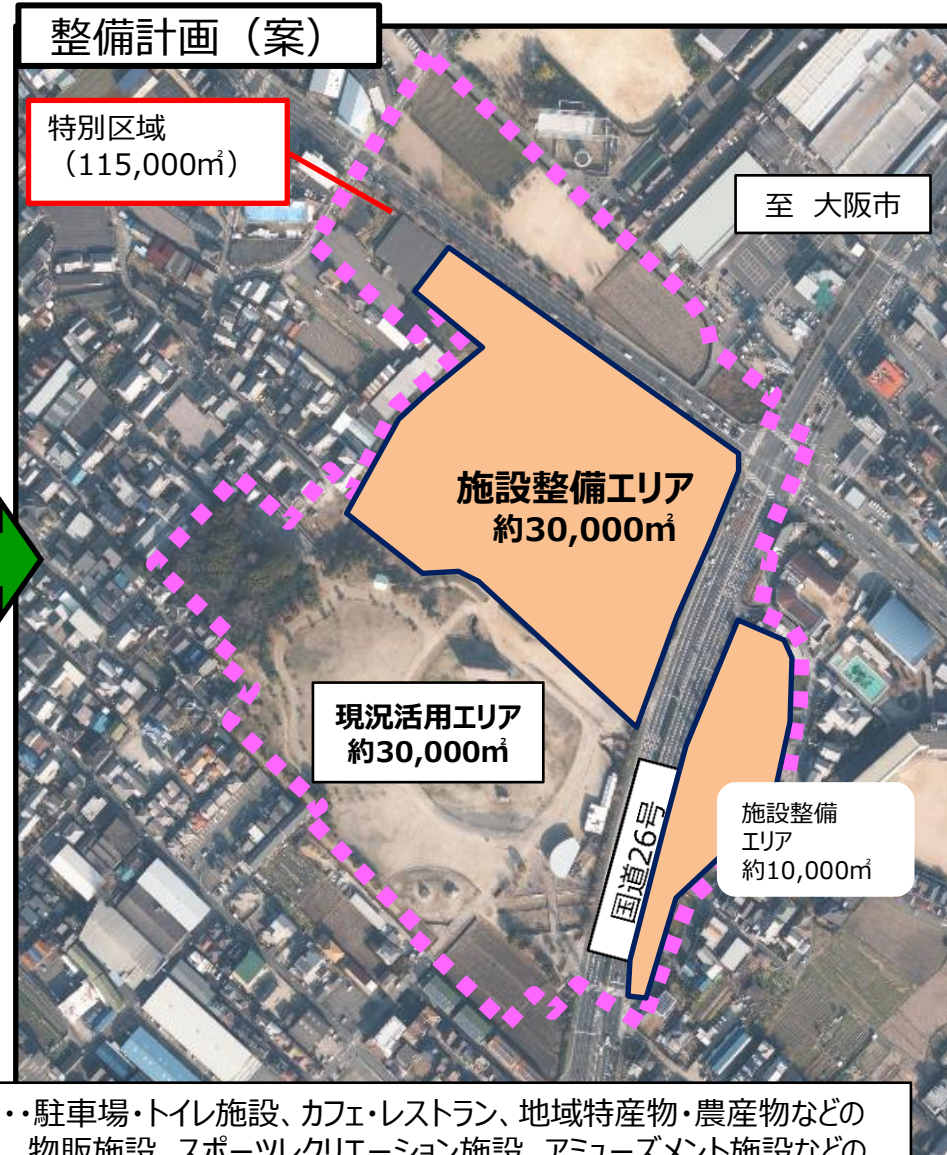
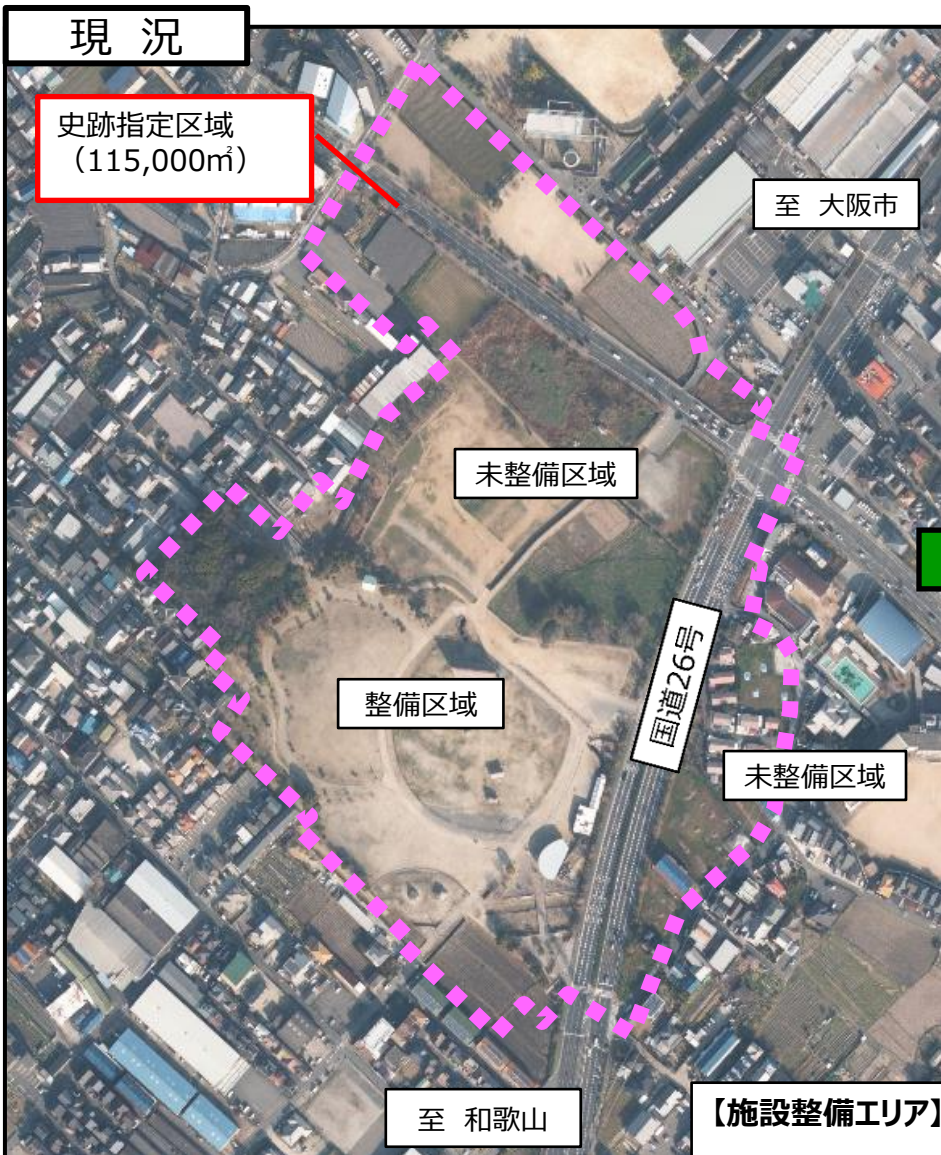


- 具体的な整備内容の提案
 - 使用料の支払い（史跡整備の財源に充当）
- 民間事業者



国道26号沿道サービス拠点として、駐車場、トイレ施設、カフェ・レストラン、地域産品等の物販施設などを整備する他、スポーツレクリエーション、アミューズメント施設などの併設も想定

複合型サービスエリア整備計画案



【施設整備エリア】・・・駐車場・トイレ施設、カフェ・レストラン、地域特産物・農産物などの物販施設、スポーツレクリエーション施設、アミューズメント施設などの整備を想定。

【現況活用エリア】・・・形状変更を行わずにグランドゴルフ場等で活用。

提案内容

- 大阪～和歌山間の主要幹線道路である国道26号沿いという好立地



池上曾根史跡公園

- 国指定史跡であるため、土地利用に大きな規制

実現に向けた壁



1 文化財保護法

史跡の現状変更等を行う場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない（第125条第1項）

史跡における目的外の現状変更（施設整備）の許可要件の緩和

2 地方自治法

行政財産の貸し付けにあたっては、堅固な建物等を所有し、所有しようとする場合に限り貸付が可能（第238条の4第2項第1号）

堅固な建物以外であっても貸し付けを可能に

3 補助金適化法

補助金等の交付の決定の内容等に違反し、決定を取り消された場合、補助金を返還する義務（第17条及び第18条）

補助事業の目的外使用における補助金返還義務の緩和

土地利用規制の緩和

民間事業者による憩いと賑わい空間整備を誘発

1

国道沿いの歴史的資源の有効活用により、民間投資を誘発。また、「複合型サービスエリア」整備により、「憩いと賑わい空間」の新たな拠点として、本市並びに泉州地域全体の地域再生・活性化につながる。

2

サービスエリア整備による交流人口の拡大により、「池上曽根史跡公園」の知名度向上が図られ、観光振興による地方創生につながる。

3

物販施設整備により、市内特産物等の販路拡大につながり、市内産業の活性化が図れる。